

広川町農業委員会

第 2 5 回総会議事録

令和 7 年 8 月 5 日

広川町農業委員会第 25 回総会議事録

令和 7 年 8 月 5 日広川町農業委員会第 25 回総会が広川町役場 3 階会議室において開催された。

本会議の議題は、下記のとおりである。

- 議案第 1 号 農地法第 3 条許可取消願に関する件
- 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件
- 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に関する件
- 議案第 4 号 農地転用計画変更による申請に関する件
- 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に関する件

1. 本会の出席は、下記のとおりである。

農業委員

議席	氏 名	議席	氏 名
会長	古 賀 秀 之	6	稲 員 繁 広
会長代理	山 村 佳代子	7	鐘ヶ江 百合子
1	中 村 和 浩	8	舩 越 誠 治
2	萩 尾 喜久夫	9	稲 員 雅 史
3	丸 山 敬二郎	1 0	野 田 光 浩
4	馬 場 啓 介	1 1	中 島 隆 二
5	渡 邊 和 江	1 2	古 賀 貴美夫

農地利用最適化推進委員

議席	氏 名	議席	氏 名
1 5	田 中 健 一	2 2	弓 削 和 幸
欠	姫 野 剛	2 3	末 安 富士子
1 7	重 松 嘉 治	2 4	野 田 隆 文
1 8	小 林 栄 一	2 5	山 下 淳
1 9	山 下 憲 繁	2 6	渡 邊 和 宏
2 0	馬 場 健 作	2 7	古 賀 優
2 1	雨 森 純 司		

2. 本会の書記は下記のとおりである。

農業委員会係長 川村 亮二 書記 梶原 脩慈 熊添 博

事務局 出席委員の報告後、出席委員の過半数を満たし総会が成立する旨の報告。

議 長 本日は、議案第 1 号 1 件、議案第 2 号 2 件、議案第 3 号 1 件、議案第 4 号 2 件、議案第 5 号 4 件です。慎重なる審議のほどをよろしくお願いします。

なお、発言される場合は、議長の許可を得てから番号と氏名を発せられてをお願いします。

次に議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、広川町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、5 番 渡邊和江農業委員、12 番 古賀貴美夫を指名し審議に移ります。議案第 1 号農地法第 3 条許可取消願に関する件について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 1 大字久泉 譲受人：■■ ■■ 譲渡人：■■ ■■ 申請理由：売買。

議 長 事務局の説明が終わりましたので審議に入ります。順位 1 について質問意見等ありましたらお願いします。

議長 質問意見もないようですので順位 1 について賛成される方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 続きまして議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 1 大字久泉 譲受人：■■ ■■ 譲渡人：■■ ■■ 申請理由：売買。

議 長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

20 番 馬場健作 推進委員 今回の譲受人との売買の条件が良かったため、以前の譲受人との許可を取消してから所有権移転されるものです。農地については以前より今回の譲受人が管理をされていたということです。よろしくご審議をお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 1 について質問意見等ありましたらお願いします。

議長 質問意見もないようですので順位 1 について賛成される方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。続きまして順位 2 について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 2 大字一條 譲受人：■■ ■■ 譲渡人：■■ ■■ 申請理由：贈与。

議 長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

26 番 渡邊和宏 推進委員 兄弟間で贈与されるということですのでよろしくご審議をお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 2 について質問意見等ありましたらお願いします。

10 番 野田光浩 農業委員 現在は作付はされていないということですが、今後の何か作付けをされるのですか。

事務局 所有権移転の後、法人に貸付けられて水稻を作付けされるということです。

7 番 鐘ヶ江百合子 農業委員 現況 1 枚の水田一部を贈与されるということですがその他の部分はどうかですか。

事務局 申請部分は贈与で所有権移転を行い、残りの部分は相続で所有権移転をされるということです。現況 1 枚の水田の所有については全て譲受人の名義になります。

議長 他に意見もないようですので順位 2 について賛成される方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。続きまして議案第 3 号農地法第 4 条の規定による許可申請に関する件について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 1 大字長延 申請人：■■ ■■ 申請理由：通路

議 長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

18 番 小林栄一 推進委員 通路として利用するということで申請をされています。申請人は工務店をされているため資材等は置かずに通路として利用するように言っています。よろしくご審議をお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 1 について質問意見等ありましたらお願いします。

10 番 野田光浩 農業委員 通路の北側は農地になりますか。また通路については何のために利用されるのですか。

事務局 申請については 1 筆のうちの一部申請をされており、北側の部分は農地として残ります。通路については今後の奥の部分も転用されて町道に抜けれるようにする計画を持っておられるということです。

議長 他に質問もないようですので採決に移ります。順位 1 について賛成される方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。続きまして議案第 4 号農地転用計画変更による申請に関する件について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 1 大字新代 申請人：■■ ■■ 申請理由：特定建築条件付売買予定地（9 区画）

議 長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

23 番 末安富士子 推進委員 事務局から説明があった通りで特段問題はないと思われます。ご審議をお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 1 について質問意見等ありましたらお願いします。

19 番 山下憲繁 推進委員 変更後の面積は 3,000 m²を超えますので開発協議が必要になる

のでしょうか。

事務局 県に確認したところ登記簿上の面積は 3,000 m²を超えるのですが、実測した面積が 3,000 m²を超えないため開発協議は必要では無いとの回答でした。

議長 他に質問もないようですので採決に移ります。順位 1 について賛成される方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。続きまして順位 2 について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 2 大字一條 申請人：■■■ ■■■ 申請理由：貸家住宅（15 棟）

議 長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

26 番 渡邊和宏 推進委員 計画変更について代理人より説明を受けました。よろしくご審議をお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 2 について質問意見等ありましたらお願いします。

議長 質問意見もないようですので採決に移ります。順位 2 について賛成される方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。続きまして議案第 5 号農地法第 5 条の規定による許可申請に関する件について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 1 大字久泉 譲受人：■■■ ■■■ 譲渡人：■■■ ■■■ 申請理由：一般住宅

議 長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

20 番 馬場健作 推進委員 以前農用地から除外した案件になります。隣接農地や水利関係の同意も得てありますので問題は無いと思われます。ご審議をお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 1 について質問意見等ありましたらお願いします。

議長 質問意見もないようですので採決に移ります。順位 1 について賛成される方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。続きまして順位 2 について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 2 大字新代 譲受人：■■■ ■■■ 譲渡人：■■■ ■■■ 申請理由：特定建築条件付売買予定地（6 区画）

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

22 番 弓削和幸 推進委員 土地の所有者は相続をされて遠方に住んでおられます。現況はもう数十年は農地として利用されておらず、申請地東側は高められています。現地は一部砂利敷きされているため始末書を提出されています。これからもおそらく農地として利用されることは無いと思われるため、このまま荒廃した状態で放置しておくよりも良いと思われますのでご審議をお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 2 について質問意見等ありましたらお願いします。

7 番 鐘ヶ江百合子 農業委員 申請地は隣接して河川があるためよく冠水するところですが大丈夫でしょうか。

事務局 それについては不動産業者がハザードマップなどを確認されて考慮されると思います

議長 他に質問もないようですので採決に移ります。順位 2 について賛成される方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。続きまして順位 3 について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 3 大字広川 譲受人：■■■ ■■■ 譲渡人：■■■ ■■■ 申請理由：重機置場

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

24 番 野田隆文 推進委員 農用地から除外した案件になります。会社も久留米市の筑後川に架かる久留米大橋を渡った先にある重機を扱っている会社になります。高速道路も近く利便性も良いため賃貸借をされるものです。よろしくご審議をお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 3 について質問意見等ありましたらお願いします。

27 番 古賀優 推進委員 以前転用された北側の土地については、現在鉄板敷きをされているため雨水が道路へ流れてきていますが問題はないでしょうか。

事務局 計画では敷地を砂利敷きされる計画となっています。工事のなかで南側に勾配をつけられて雨水については地下浸透または自然流下で南側の溜枡に集水される計画となりますのでそのように対策はされると思います。

議長 他に質問もないようですので採決に移ります。順位 3 について賛成される方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。続きまして順位 4 について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 1 大字藤田 譲受人：■■ ■■ 譲渡人：■■ ■■ 申請理由：資材置場

議 長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

27 番 古賀優 推進委員 事務局の説明では申請地北側に側溝を設けて排水される計画で説明されましたが、水利関係者で立ち会って受けた説明では側溝を設けないとの説明でした。私たちが聞いていた説明と違うのですがなぜですか。

事務局 申請者からは図面のとおりに説明を受けましたが、先日の関係者の立会いで排水計画が変更になったのでしょうか。

27 番 古賀優 推進委員 関係者との立会いでは申請地の西側道路付近がほぼ道路の高さと一緒にですが、申請地東に向かって勾配があり東端辺りは 3m 程の法面となっています。最終的には申請地の東側の水路へ流れて行くのですが、立会いの結果、側溝は設けずに道路に雨水が流れ出さないように道路側を高めて敷地内で雨水を地下浸透させるということで承諾しています。それと道路側に防音壁を設けて北側の住宅に騒音がしないように対策をされるということです。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 4 について質問意見等ありましたらお願いします。

7 番 鐘ヶ江百合子 農業委員 申請で提出された図面と実際にされる計画が違うならば問題があると思います。きちんと承諾された図面で審議されるべきかと思います。

議 長 内容確認のため一旦議事を止めて休憩に入ります。

休憩 5 分

議 長 議事を再開いたします。本案件につきましては保留とします。以上で審議はすべて終わりました。

会長代理 閉会のあいさつ。